

標題

カリフォルニア州による燃料油規制について

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-0774

発行日 2009 年 6 月 12 日

各位

2008 年 1 月 21 日発行の ClassNK テクニカル・インフォメーション TEC-0723 にて、欧州連合及びカリフォルニア州による燃料油規制についてご連絡いたしました。が、カリフォルニア州による規制に関する新たな情報を入手いたしましたので、その概要についてご連絡いたします。

カリフォルニア州による燃料油規制について

カリフォルニア行政法タイトル 13 - セクション 2299.2 及び同 17- セクション 93118.2 において、以下の内容が義務付けられます。

1. カリフォルニア州が同規制により定義する海域である **Regulated California Waters** (カリフォルニア州 - オレゴン州間の境界からカリフォルニア州 - メキシコ間の境界に至る区域の 24 海里以内の水域に相当) において、遠洋航海に従事する船舶(Ocean-going Vessel)⁽¹⁾に搭載のディーゼル主機関、補機関(電気推進用ディーゼル機関を含む)及び補助ボイラには、次に示す燃料油を使用すること。

適用日	燃料要求
2009 年 7 月 1 日 ⁽⁴⁾	硫黄分濃度 1.5%以下の船用ガス燃料(MGO ⁽²⁾)、又は、硫黄分濃度 0.5%以下の船用ディーゼル燃料(MDO ⁽³⁾)
2012 年 1 月 1 日	硫黄分濃度 0.1%以下の船用ガス燃料(MGO)、又は、船用ディーゼル燃料(MDO)

- (1) 「遠洋航海に従事する船舶(Ocean-going Vessel)」とは、次のいずれかに該当する船舶と定義されております。
 - (i) 全長(LOA)が 400 フィート以上の船舶
 - (ii) 総トン数 10,000 トン以上の船舶
 - (iii) 1 シリンダ当たりの容積が 30 リットル以上の推進用ディーゼル機関を有する船舶
- (2) 「MGO」とは、ISO 8217 (2005)の表 1 に定義される DMX 級又は、DMA 級燃料油の仕様を満足する燃料油と定義されております。
- (3) 「MDO」とは、ISO 8217 (2005)の表 1 に定義される DMB 級燃料油の仕様を満足する燃料油と定義されております。
- (4) 同規制本文中では、補機関に対する規制は、発効日(2009 年 6 月 28 日を予定)から開始することとなっておりますが、California Air Resources Board 発行の Marine Notice 2009-2 で、発効日が 2009 年 6 月末日の場合であっても、2009 年 7 月 1 日から規制を開始する旨記載されておりますので、適用日を 2009 年 7 月 1 日として記載しております。

(次頁に続く)

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。

2. 上記 1.に記載の遠洋航海に従事する船舶は、Regulated California Waters への入出域情報、燃料油切替え等に関する記録を保管すること。

なお、本規制に関する上記以外の詳細につきましては、カリフォルニア行政法タイトル 13 - セクション 2299.2 及び同 17- セクション 93118.2 をご参照下さい。

また、本テクニカル・インフォメーションを以って、同 No.TEC-0723(和文版)及び TEC-0687(英文版)中の「カリフォルニア州による燃料油規制について」は、削除させていただきます。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター 機関部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7(郵便番号 102-8567)

Tel.: 03-5226-2022

Fax: 03-5226-2024

E-mail: mcd@classnk.or.jp